

番 号	12 請願第 13 号 (建設付託)
受理年月日	平成 1 2 年 1 1 月 2 4 日
件 名	建設労働者の賃金と労働条件の改善を求めることについて
提 出 者	東京土建一般労働組合 三鷹支部 執行委員長 橋本 昇
紹介議員	大城 美幸
要 旨	
<p>いま中小建設業者と建設職人・労働者は、極めて厳しい状況に置かれています。</p> <p>ゼネコンなど大手建設業者は、今まで手を出してこなかった小規模な工事にまで手を出し、その結果地域の中小建設業者の仕事が奪われています。しかも、厳しい受注競争の下で低単価受注が蔓延して、そのつけは重層下請け構造の中で現場労働者・企業に集中しています。建設労働者の賃金は、公共工事建設労務単価や屋外労務賃金の調査でも大幅に低下し、現場の賃金は 10 年前に逆戻りしたといわれています。</p> <p>とくに公共事業は、国民の税金を使う事業だけに、発注官庁である国や自治体はその制度を改善すれば、元下関係の適正化や現場労働者の労働条件の大きな改善が可能です。このような状況を一刻も早く改善することは、建設産業の近代化や後継者を育成していく上で大切なことはもちろん、建設産業が地域経済に大きな比重を持っていることから、今の状況克服にとっても重要な意味を持つものです。</p> <p>以上の趣旨に基づき、以下の項目を請願いたします。</p> <p>〔請願項目〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共工事で働く現場労働者の賃金を保障するために、公共工事設計労務単価（旧三省協定賃金）を下回る賃金をやめさせる措置をとること。 2 公共工事の入札にあたっては、過度のダンピング競争を防止するために最低価格制度を維持し、下限限度（現在予定価格の 80%）を引き上げること。 3 下請け契約は工事前に書面で行なうことを特定建設業者に厳守させ、指し値発注を根絶する措置をとること。 4 公共工事に働く労働者の賃金を保障する公契約条例を制定すること。 5 建設労働者に対する社会保障制度の普及を図るために、法定福利費の別枠支給を 	

行なうこと。

6 現場のトイレ・休憩所・水道施設などの設置基準を定め現場の労働条件を改善すること。

7 公共工事に働く建設労働者の賃金実態を改善するため、発注者の責任で実態を調査すること。